## 《本県の独自基準の例》

福祉施設の運営に関する参酌基準については、県独自の統一基準を設けています

運営に関する省令の参酌基準	条例で定める県基準
・非常災害対策計画を策定すること	▶《 拡 充 》災害の態様(地震、津波等)ごとに計画策定すること
・定期的に避難訓練を行うこと	<b>▶《拡充》</b> 避難訓練は <b>夜間</b> (想定を含む)においても行うこと
・サービス提供記録は2年間保存すること ――	▶《 拡 充 》サービス提供記録は5年間保存すること
・職員に対する資質向上研修を行うこと	▶《明確化》虐待防止、権利擁護等の研修を行うこと
	《 追 加 》自主防災組織との連携、施設間の広域的相互 応援体制の整備(共通)
	《追加》人権擁護、虐待防止等の責任者設置(共通)
独自基準	《追加》暴力団関係者の排除(共通)
	《追加》地産地消の推進(共通)
	《追加》被保護者自立のための関係機関との連携(生活保護)
	《追加》施設退所児童に対する支援(児童福祉)
	《追加》児童養護施設等による里親支援(児童福祉)
	《追加》保育所と児相等の連携による保護者支援(児童福祉)